

平成26年 第3回 北海道議会定例会〔予算特別委員会（総務部所管）〕開催状況

開催年月日 平成26年 9月30日（火）
 質問者 民主党・道民連合 高橋 亨 議員
 答弁者 危機管理監、危機対策局長、原子力安全対策担当局長
 原子力安全対策課長、環境安全担当課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>今程防災減災のお話もございました。今日新聞を見ますと、御嶽山の火山に関わって、道内の活火山について、避難計画がまだできていないとかですね、会議もできていないとかいうことも出ていまして、こういうことがあるとですね、こういうことがでてくる。従って、非常にですね、全てが何かが起こらなければ手をつけられないというような、そういう感想を持ってしまふことをお伝えしなければならないと思います。</p> <p>一 原発について （一）川内原発への見解について 1 適合性審査について 原発についてということで、川内原発への見解についてお聞きします。 避難弱者に関わる施設毎の避難計画もままならないまま、川内原発が再稼働へと突き進んでいますけれども、改めて、規制委員会自体が「この新基準の条項を満たしたからといって、絶対に安全ということは無い」と公言しているわけです。 「必要条件では有るけれども十分条件では無い」としているにも関わらず、国は規制委員会が安全と判定をしたので、再稼働の手続きに入っているわけでございます。道は、この規制委員会の新基準に適合ということをもって「安全」が確保されたとお考えなのかお聞きしたいと思います。</p> <p>1 適合性審査について（再） 私が聞いたのはこの規制委員会の新基準への適合を持って「安全が確保された」というふうに道はお考えですかということをお聞きしたので、改めてお聞きしたいと思います。</p>	<p>（環境安全担当課長） 原発の安全性についてでございますが、国におきましては、福島原発事故を踏まえまして、万一事故が発生した場合に備え、その進展を食い止めるといった、現時点における最新の知見を反映した厳格な規制基準を新たに定め、その基準への適合性について、厳正な審査を行っているところでございます。 一方、事業者におきましては、様々なリスクを想定し、常に規制以上の安全レベルの達成を目指すことが求められているところでございまして、原子力発電所の安全向上につきましては、こうした国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中で、不断に取り組みされるべきものと考えているところでございます。</p> <p>（原子力安全対策担当局長） 原発の安全性についてでございますが、国におきましては、福島原発事故の教訓を踏まえまして、地震や津波など、自然現象の想定を大幅に引き上げて防護対策を強化いたしますとともに、万一、重大事故が発生した場合に備え、その進展を食い止める対策を事業者に求めるといった新たな規制基準を定め、その適合性について審査をしているところでございます。 こうした中、規制委員会の田中委員長は「できるだけリスクを下げるという観点から適合審査を行った」としているところでございまして、原発につきましては、安全の追求に終わりがあるものではなく、規制基準への適合はもとより、事業者におきましても、様々なリスクを想定し、常に規制以上の安全レベルの達成を目指すことにより、安全向上に向けて不断に取り組みされるべきものと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>2 審査基準について そもそも、日本の原発は世界で一番厳しい安全基準及び対策が講じられているというふうにお考えでしょうか。</p> <p>2 審査基準について（再） 今、おっしゃったとおり、バックフィット制度を取り入れていくということでございます。これは、フランスではご存じのとおり、コアキャッチャーを3.11以降、既存の原発に付けておりますけれども、これはメルトダウンしたときの対策として、日本の原発はコアキャッチャーは付けていない訳でございますから、最近の知見を取り入れるというお話がありますが、コアキャッチャーだとか新たな安全対策がとられていくということで、理解していいのでしょうか。</p> <p>既存のなかでの安全対策は、今、お話があったとおりにだと思いますが、さらに、新たな安全対策が次から次へとでてくる訳ですから、さきほど言ったバックフィットの話も含めて、本来であれば、そうしなければならない、さらに安全を求めていくということにならない、さらに安全を求めていくということにならない。しかし、日本の段階は、まだ、そういう状況ではないということだけは、みなさんも理解しているのだろうと思っております。</p> <p>3 川内原発の再稼働について 鹿児島県は、再稼働に関わる地元同意について、県と薩摩川内市のみで十分としてますが、知事が国に求めていた再稼働に関わる手続きとは、3・11以前と同様と私は思っておりますが、道として、国が新たな手続き方法を示すこと無く、従前と同様の進め方をしていることをどのように受け止めているのかお聞きします。</p>	<p>（原子力安全対策担当局長） 新たな規制基準についてでございますが、新たな規制基準は、原子力規制委員会におきまして、福島原発事故の教訓や国際機関の安全基準を含む海外の規制動向など、現時点での最新の知見を反映し、炉心の損傷防止などの重大事故対策を含めた基準として策定されたものと受け止めているところでございます。また、今後新たに得られる知見についても、いわゆるバックフィット制度により、規制基準に取り入れていくこととされております。</p> <p>一方、事業者におきましても規制基準を満たすことはもとより、規制以上の安全レベルの達成を目指すことが求められております。原子力発電所につきましては、さきほど申しましたが、安全の追求に終わりがあるものではなく、この両者が相まって、安全向上に向けて不断に取り組まれるべきものと考えております。</p> <p>（原子力安全対策担当局長） 今、コアキャッチャーというお話がございました。新設をするところにつきましては、そういった機能と申しますか、そういった装置についても求められるものかと存じていますが、現時点におきましては、そういうものがない中で、そういう安全対策、あるいは事故が起きたときの対策というものにつきまして、規制委員会の審査会合の中で、審査がされていると存じています。</p> <p>（環境安全担当課長） 川内原発に係る国の対応についてであります。鹿児島県においては、川内原発に関するこれまでの経緯を踏まえ、再稼働にあたっては、住民説明会を開催した上で、県議会や薩摩川内市長及び薩摩川内市議会の意向などを総合的に勘案して判断するとしているところでございます。</p> <p>川内原発の再稼働に関しては、今後、審査結果について、規制委員会による住民説明会が予定されていると承知しておりまして、こうした場も含め、立地自治体の理解などを得るために、国がどのようなプロセスで対応しようとするのかなど注視する必要があると考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>3 川内原発の再稼働について（再）</p> <p>従前と同様の進め方としてどのように受け止めているかということをお聞きをした訳ですが、知事が本会議等で言っているのは、前と同様ですね、進め方ということではないのだろうと私は思っている訳ですし、知事もそのように新たに国にそのことを求めている訳ですから、従前と同じであれば求める必要もない訳ですから、そのことについてお伺いしているんで、改めてそこをお聞きしたいということとですね、国は新たなプロセスで対応するという考えを持っているとお考えなのかもお聞きしたいと思います。</p> <p>3 川内原発の再稼働について（再々）</p> <p>私は今回の進め方は従前と同様の進め方だと思っ ているんですね。従って、道の方の泊原発再稼働について、今審査を行っておりますけれども、規制委員会 が、結果として川内原発と同じような同意のプロセス が十分だというふうに、道の方はお考えなんですか。</p> <p>今回の川内原発がその試金石になってくるんだと思 うんですね。そしてですね、これは岩宇4町村だけ ではなくて、現在、泊であってもですね、UPZ圏内 の方々はですね地元同意の有無をですね求めてもら うように思っている訳ですね。</p> <p>そして、一方函館でも大間原発に関わっては ですね、UPZ圏内であるということから地元だろう ということですね同意を国の方が求めてくるという そういうプロセスの中に当てはめるべきだと考 えている訳ですから、そういう意味からすると ですね、本来そういう泊、岩宇4町村の外にある 30km圏内UPZの方々、それから函館も含 めてですね、道は寄り添っていくという話を しておりますから、当然のことながらその ことをですね主張すべきだというふうに思 っておりますので、是非ですねそのことを 皆さんの方にですね努力の方をよろしく お願いしたいと思いますし、そういうこと で実現するようにしていただきたいという ふうに思っている訳です。</p> <p>4 泊原発の再稼働について</p> <p>今回の国の対応につきましてはですね、福島 原発における安全神話の崩壊、地元周辺自治 体や住民の不安など一切顧みない、という 愚かな行為であると多くの国民・道民が思 っているわけですが、道はですね、泊原発 の再稼働における手続きについてどの ようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。</p>	<p>（原子力安全対策担当局長）</p> <p>泊原発の再稼働に関してでございますけれども、国のエネルギー基本計画におきまして、原発の再稼働にあたりましては、国が前面に立ち、立地自治体と関係者の理解と協力を得るよう取り組むとしているところであります。そしてまた、経産大臣は鹿児島県知事からの要請を踏まえ、川内原発の再稼働に向けた政府の方針を文書で示したというふうに承知をしております。</p> <p>再稼働に関し、地元合意などに関する法的な定めはございませんが、道としては、原子力発電所の再稼働につきましては、国が関係自治体への説明などを含め、具体的なプロセスを明確にした上で、安全性やエネルギー政策上の必要性などを十分に考慮し、責任を持って判断するとともに、立地自治体等の理解を得るよう丁寧に説明する必要があると考えており、こうした内容につきまして、道として引き続き国に対して強く求めているところでございます。</p> <p>（危機管理監）</p> <p>泊原発についてでございますが、国は、エネルギー基本計画におきまして、原発の再稼働にあたりましては、「国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組む」としているところであります。</p> <p>国におきましては、原発の再稼働にあたりましては、そうした立地自治体と関係者の理解と協力を得るために、立地自治体ごとに原発に係る様々な経緯を踏まえた対応を検討する必要がある、そのように考えていると聞いております。</p> <p>道といたしましては、こうした対応を含めた具体的なプロセスを示すよう、原発立地道県で構成いたします原子力発電関係団体協議会などを通じまして、引き続き国に対して、求めてまいりたいと思っております。</p> <p>（危機管理監）</p> <p>泊発電所の再稼働に係る対応についてでございますが、今ほどの答弁とちょっと重複いたしますけれども、国は、原発の再稼働にあたりましては、「国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組む」としているところであります。</p> <p>道といたしましては、現在、他県において手続きが先行する中で、国が具体的なプロセスを示すよう、原発立地道県で構成いたします原発協などを通じまして、引き続き強く求めてまいりたいと思っております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(二) 避難計画について</p> <p>1 医療・福祉施設等の計画策定状況について 避難計画区域内における医療・福祉施設等の計画策定状況についてお聞きしたいと思います。</p> <p>2 実効性の確保について そもそも、現在の避難計画は住民を無事に、そして確実に避難させることが出来る実効性が担保されているものなのでしょうか。例えば医療機関13施設、社会福祉施設152施設、それぞれ計画があったとしても、それは単体の中での避難計画で、これを積み上げていくと、例えばその病院や施設の中には当然重篤な方もいらっしゃる、さらには車いすの方もいらっしゃる、自力で逃げられない方もいらっしゃる、それは単体で作っていますが、全部積み上げた形の中で対応できるという実効性があるのかどうかお聞きします。</p> <p>2 実行性の確保について (再) 13ないし152施設、そこには多くの入所者がいるわけです。この入所者を移動させるための車両の確保等を含めて、どの施設に何台必要かということは、もう当然のことながら各計画ができていくわけですから、あるのだらうと思いますが、それをどのように調整していくのかということが求められるわけだと思いますが、その調整というのはそもそもできるのか、道として。さらには消防や警察もあるでしょう、関係機関と調整ができていけるのか、そこがまさしく実効性のある計画になるかどうかということの試金石だらうというふうに思うわけですが、それはどうなんでしょうかね。</p> <p>あの、無理だと思うんです。入所されている方々、それぞれに対応していく、そしてそれらの重篤な方々にはですね、当然のことながら、看護師の方がつかないかなければならないとか、介添人がつかないかなければならないとか、様々な状況があるわけですから、かなり難しさをもった避難計画になっているんだらうと。結果、実効性がどのくらい担保できるのかということは、残念ながら現実性のあるものではないというふうに思うわけです。</p> <p>車両の供給もですね、30km圏外、UPZ圏外からどれほどのものが持ってこれるのかということも、未だにはっきりしているわけではない。そして避難される方、これはPAZの中でも、さらにはUPZも含めて、どの方がどれだけの車両を使っていく、そしてバスは何台必要なのか、様々なことはまだまだ未知数なわけですね。そういう状況にあるんだと思っているんです。</p>	<p>(原子力安全対策課長) 医療・福祉施設等の計画作成状況についてでございますが、原子力災害対策を重点的に実施する区域となっておりますUPZ圏内13町村において、避難計画の作成対象となる医療機関13施設、社会福祉施設等152施設の全てが作成を終えているところでございます。</p> <p>(原子力安全対策担当局長) 避難計画についてでございますが、原子力防災対策は、防災計画や避難計画の策定をもって完了するというものではなく、原子力災害時におきまして、計画に基づく屋内退避や避難などの防護措置を確実に実行できるよう、不断に取り組んでいくことが重要と考えております。</p> <p>こうしたことから、関係自治体と連携をいたしまして、住民への周知や避難訓練などに継続的に取り組みますとともに、病院、社会福祉施設などの入所者への対応なども含めまして、避難手段の確保などに係る具体の対応や体制について、常に点検・確認を行い、避難計画などに反映するなど、より実効性のある防災対策の構築に努めてまいります。</p> <p>(原子力安全対策担当局長) 病院、社会福祉施設等の避難についてでございますけれども、原子力災害が発生した場合には、関係自治体や施設が保有する福祉車両により対応するほか、不足する分につきましては、30km圏外の地域における福祉車両を保有する運送事業者や施設などに道から協力を要請し、さらには、状況に応じて、消防機関や自衛隊などの実動組織による支援も受けて、避難手段を確保する必要があるものと考えております。</p> <p>必要な避難車両の台数につきましては、現在、精査中ですが、今後、関係機関と協議をして、避難手段の確保について調整してまいりたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>3 UPZ圏外の避難について</p> <p>さらにですね、事故が起きた場合、当然のことながら、PAZやUPZの住民が避難するだけではなくてですね、UPZに隣接する地域の方々の避難もあるわけです。まずは、PAZの方々、その次にUPZ圏内の方々というふうに言われても、UPZ圏外、とりわけ隣接している方々は、皆さんが避難をしているのを目の前で見て、待ってますという話には、人間の心理としてはなかなかならない。</p> <p>そうすると、当然のことながら、避難も始めていくということになっていくわけですが、そうなった場合、どこに逃げて良いのかということは、避難計画が作られているところはほとんどないわけですから、そういう意味からするとですね、こういう隣接している方々の避難について、道はどのような考えなのか、お聞きしたいと思います。</p> <p>4 自主的避難者への対応について</p> <p>確かにそういうことですね、家の中に退避しているということなんですが、そうはなかなかならないのが人間の心理だというふうに先ほどからお話をしているわけで、周りが逃げていけば、自分も逃げたいと思うわけです。ましてや、30km圏内という同心円の中に被害がきちっと収まるという話じゃないことは、福島第一原発を見ても、皆さんご存じのとおりだと思いますから、当然のことながら、隣接する地域の方々の避難をどうするかということも、今後考えていかなければならないと思うんですね。さらにですね、自主避難した方々はどのような風になっていくのかということでございます。福島第一原発もありますけれども、避難を命ぜられた方々が避難をするのと、自分が判断をして自主的に避難をするのでは、その後の対応において大きな差をつけられてしまうんですね。当然のことながら、この教訓があるわけですから、自主避難の方々の避難に関してどのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。</p> <p>UPZ圏外の方々には情報を伝達する。そして、その連絡体制はできているという事なんですけど、情報だけを教えられる訳ですね、今、事故の状況はどういうふうになっているのか、さらにはですね、どの地域で何マイクロシーベルト、何ミリシーベルト、そのようなことが情報として伝えられていく訳です。</p> <p>こっちの方からこう風が吹いてるからどちらの方に逃げるといことは、それは当然の事わかりますが、その方々はどこに逃げれば良いですか、避難場所、その避難場所だとかというのはきちんと周知をされているのでしょうか、必ずしもそうではないだろうというふうに思っているわけで、情報はですねどの程度のもので終わっているのか、さらにはですね、避難する場合にどういう体制までできているのかということ、まだまだUPZの圏内のみですね終わっているというふうに思うわけでございまして、非常にそれだけではないかと思うわけです。</p> <p>先ほどもお聞きをいたしました、川内原発に関わってですね、国のプロセスをどのように知事は考えているのかということや、今の避難計画の問題についてのまだまだ十分ではない状況を含めてですね、知事総括でですねお話を聞きしたいと思いますので、よろしくお取りはかりをお願いしたいというふうに思います。</p>	<p>(原子力安全対策課長)</p> <p>住民避難についてであります、UPZ圏内13町村につきましては、国の原子力災害対策指針に基づき、防災計画を策定することとされており、この計画に基づき、住民の避難などを行うこととされているところでございます。</p> <p>また、事故の進展により、30km圏外にも影響が及ぶと判断された場合には、国などと連携しまして、空間放射線の実測を行い、屋内退避など必要な防護対策を講ずることとされているところでございます。</p> <p>(原子力安全対策担当局長)</p> <p>原子力災害における避難者への対応についてでございますが、道におきましては、PAZやUPZの関係自治体と連携いたしまして、日頃から、住民の方々に対し、原子力災害が発生した場合に、事態の状況に応じて、円滑な住民避難ができるよう防災訓練や啓発資料の配付などを通じて、周知をしているところでございます。</p> <p>道といたしましては、原子力災害時において、迅速かつ正確な情報伝達ができるよう、UPZ圏外も含め、各自治体への通報連絡体制を整備しておりますほか、テレビ、ラジオなどの様々な媒体を活用して、住民の方々が混乱なく適切な行動がとれるよう、広く道民に対し、事故の状況などに関する正確な情報提供を行いますとともに、避難状況の把握などにつきましても、関係自治体と連携して対応してまいりたいと考えてございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 日米軍事訓練について (一) 地域の意見について オスプレイの訓練移転に関しまして、本会議において「仮に今後、国から要請があった場合は、道としては、全国知事会としての対応を踏まえると共に、地域の皆様方の意見を十分にお聞きしながら、対応を検討して行く必要があるものと考えている。」とお答えになりました。全国知事会の対応はどのようなものか、また、地域の意見の聴取方法及びその後の対応手続きについてお聞きをしたいと思えます。</p> <p>地域の意見を十分聴いて対応を検討していくということでございますけれども、これは反対があったにしても断れるのかと。断れないものであろうと思うわけでありまして。したがって地域の住民の声が反対ということになった場合、道はどのように対応されていくつもりですか。</p> <p>であるとすれば、なかなかそれは断ることは出来ないものだと思いますが、今、局長がおっしゃったことをそのまま受け止めさせていただくとすれば、そのことがあった場合に、あらためて道の見解というものをきちっとお聞きをしなければならぬと思えます。</p>	<p>(危機対策局長) オスプレイの訓練移転に関する全国知事会の対応などについてでございますが、全国知事会では、オスプレイの飛行訓練などに関し、安全性や飛行訓練による影響等について政府が責任をもって、関係自治体や地域住民に説明するとともに、全国各地で行われる飛行訓練等については、その具体的な内容を明らかにし、関係自治体の意向を尊重して対応するよう、強く求めてきたところであります。</p> <p>国では、沖縄の負担軽減のためのオスプレイの訓練移転に関し、政府主催の全国知事会議などの場におきまして、「全国に所在する自衛隊の演習場や飛行場の活用などを幅広く検討し、具体的な内容がまとまり次第、関係都道府県知事や関係自治体に丁寧に説明をし、理解を得るよう努める」としているところと承知しているところでございます。</p> <p>現在、こうしたことに関しまして、道は説明を受けていないところであります。仮に、今後、国から要請があった場合には、まずは、国において、道や関係自治体、地域住民に対し、事前に十分な説明を行うことが必要であり、道といたしましても、そうした国の対応を踏まえ、地域の意見を十分にお聞きしながら、対応を検討していく必要があるものと考えております。</p> <p>(危機対策局長) ただいま答弁申し上げましたように、国におきましては具体的な内容がまとまり次第、関係都道府県知事や関係自治体に丁寧に説明をし、理解を得るよう努めると承知しております。道といたしましては、まずは国において関係自治体、地域住民に対して事前に十分に説明を行うことが必要と考えております。そうした国の対応を踏まえて、道としても検討をしていく必要があるものと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(二) 情報の重要性について</p> <p>さて、同じく、今後、自衛隊に導入が想定されるオスプレイ型機の本道への訓練移転について「国に対して必要な情報の提供を求めるとともに関係自治体との情報共有に努める。」とされておりますけれども、年内に想定されているのが「特定秘密保護法」の施行でございます。これによって、情報が十分に提供されるものと考えているのかお聞きをしたいと思います。</p> <p>ということは、道とすれば訓練の関係についてですね、これは特定秘密保護法にかかわる情報の網にはかからず、きちっと道の方に、その内容について必要な情報は提供されると考えているとっていいのか。</p> <p>必要な情報を求めても必要な情報が入らないとうことの方が多いわけですよね。それが今回の特定秘密保護法です。防衛ないし外交については特別にそのことは明らかにしないというのが特定秘密保護法でございますから、求めることは求めるかもしれませんが、その答えは必ずしもこちらの求めたものに近いものではないだろうとっております。そうなった場合に住民の方々の不安がより増幅してしまうということになるわけですから、まあ、危機対策局長がそういうふうにいわれるのであれば、それを見させていただくということになるかと思っております。そのことをお伝えして終わります。</p>	<p>(危機対策局長)</p> <p>自衛隊が導入を予定しているオスプレイ型のティルト・ローター機についてでありますけれども、昨年12月に公布された「特定秘密の保護に関する法律」につきましては、公布後1年以内に施行されることとなっております。現在、本年12月上旬に予定されております施行に向けて、政令及び運用基準の閣議決定に係る協議等が行われているものと承知をしております。</p> <p>国におきましては、平成30年度までの中期防衛力整備計画の中で、導入を予定しておりますティルト・ローター機の具体的な部隊編成や訓練内容などについては、これまで、明らかにしていないところでありますけれども、いずれにしても、今後、仮に本道での訓練が想定される場合におきましては、速やかな情報提供や関係自治体の意向を踏まえた対応が必要と考えております。道としては、国に対して必要な情報提供を求めて参る考えであります。</p> <p>(危機対策局長)</p> <p>道といたしましては、必要な情報を求めてまいるといことです。</p>